鳥越字下渕坂下タ九四九の一、九四九の四、九四九の六、九五〇、九五一、字中渕九五二、九五三、九五四の二、九五五から九五七まで、九五八の一、九五八の二、九五九、字渕ヶ浜九六一の一、字向畑ヶ九六二の二、九六二の三、九六三の一、九六三の三、九六四の一、九六五、九六六、字岡ノ平ル九六九の一、九六九の二、九七〇、字枝谷九七一、九七一の一、字上渕九七二、字原谷奥九七三の一、九七三の二、字立岩九七四の一から九七四の三まで、九七六の一から九七六の五まで、九七七、九七八、字大谷西側九七九、九七九の一、九八〇の一から九八〇の三まで、字殿所九八一の一、九八一の二、九八二の一、九八二の二、字大谷奥九八三から九八五まで、字大谷東側九八六の一から九八六の三まで、九八六の五、字釜ノ谷九八七の一から九八七の三まで、字古鳥越空九八八、九八九、九八九の一、九八九の二、字岩ヶ前九九〇から九九五まで、字畑ヶ谷上エ九九六から九九九まで、字嫁ヶ谷一〇〇〇、一〇〇一の三、字野中一〇〇三の一、一〇〇六の一から一〇〇六の三まで、一〇〇八から一〇一六まで、字上平シ場一〇一七、一〇一八、大字荒金字大木屋谷七七四の一から七七四の五七まで、字深谷七七五、七七六、大字小田字小滝五三八、五三九、五四一から五四四まで、字赤畑ヶ五四五の一から五四五の二六まで、字小滝口五四六から五四九まで、五四九の一、五四九の二、五五〇から五五六まで、五五六の一、字ウトフ谷五七〇、五七〇の一、五七一、五七一の一、五七二から五七四まで、五七四の一、五七四の二、五七五から五七八まで、五七八の一、五七九、五八〇、字一ノ渡六〇八、六〇九、六一〇から六一六まで、六一六の一、六一七から六二二まで、六二二の一、六二三から六二七まで、六二七の一、六二八、六二八の一から六二八の八まで、字寺所六二九、六三〇、六三〇の一、六三一、六三一の一、六三二、六三二の三から六三二の五まで、六三三、六三四、六三四の一、六三五から六四二まで、六四二の一、六四三の一から六四四の三まで、大字大坂字地番一三九から一四一まで、字椎ノ木向一四三から一四六まで、一五二、一五三、字椎ノ木坂一四七の一、一四八（次の図に示す部分に限る。）、一四九から一五一まで、字丸山一五四の一、一五五、一五六の一、字南谷平一六〇の一から一六〇の三まで、一六一から一六三まで、一六三の一、一六四から一六六まで、字奴田山一六七の三から一六七の一一まで、一六八から一七一まで、字大田向一七八の一から一七八の四まで、一七九から一八二まで、字鳥ツ坂尾一八三の一から一八三の六まで、一八四、一八五、一八五の一、一八六から一九一まで、字柳谷一九二の四から一九二の七まで、一九二の一二（次の図に示す部分に限る。）、一九二の一三、一九三の一、一九四、字仲尾一九五の一、一九六の一（次の図に示す部分に限る。）、一九七、一九八の一から一九八の三まで、一九八の四（次の図に示す部分に限る。）、一九八の五から一九八の八まで、一九八の一三、一九八の一四（次の図に示す部分に限る。）、一九八の二一、一九九、二〇〇、二〇一の一、二〇二、二〇三の一、二〇三の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇四の一から二〇四の三まで、二〇五、二〇六、字大岩坪二〇七の一から二〇七の一〇まで、二〇八の一、二〇九から二一二まで、字小岩坪二一三の二から二一三の九まで、二一四から二一六まで、字岡田谷二一七の一、二一八の一、二一八の三、二一九、字松尾山二二八、二二九、二三一の一から二三一の三まで、二三二から二三七まで、二三七の一、二三九の一から二三九の四まで、二四〇、二四一、二四一の一、二四二、字奥松尾谷二四三から二四五まで、字大萱ノ尾二四六、字大窪ノ谷二四七、字小松尾二四八から二五〇まで、二五一の一、二五一の二、二五二、二五三、字吹谷二五四、二五六の一から二五六の三まで、二五七、二五七の一、二五九から二六三まで、大字外邑字才神四七〇から四七四まで、字本谷山四七五、四七六の一、四七六の二、四七七から四八〇まで、四八一の二、四八二、四八三、字仲ノ谷四八四から四八九まで、字日向谷四九〇から四九三まで、八五二の一、八五二の二、字小林六〇〇の一、六〇一、字滑ラ谷六〇二から六〇九まで、字大津毛東側六一〇から六一三まで、字大津毛西側六一四から六一六まで、六一七の一、字高谷家奥西側六三五、六三六の一、六三七から六三九まで、六四〇の二から六四〇の五まで、六四一、字山ノ神六四二から六四六まで、六四八、六四九の一、六五〇、字坂根山六五一、六五二、六五二の一、六五三、六五四、字椎谷西側六五五の一、六五六から六五八まで、字奥椎谷南側六五九から六六二まで、六六二の一、六六二の二、六六三から六六九まで、字奥椎谷大平側六七〇から六七八まで、六七九の一、六七九の二、六八〇から六八二まで、字大平山六八三、六八四、字高尾石原道ノ上六八五から六八九まで、六九一、六九二、六九二の二、六九三から六九五まで、字高尾大平七二七から七三〇まで、七三〇の一、七三二、七三三から七三八まで、字高尾南側七三九から七四二まで、七四三の二、七四三の三、七四四から七四六まで、七四七の一、七四七の二、七四八から七五三まで、字奥高尾南側七五四、七五五の一から七五五の三まで、七五六、七五七、七六九、七七〇の一、七七〇の二、七七一、七七二、字奥高尾七五八、七七三、字奥高尾西側七七四から七七〇まで、七七一の一、七七一の二、七七二から七七六まで、字石原七七七から七八七まで、字石原西側七八八から八〇一まで、字松ヶ平下八〇二から八〇六まで、字横谷東側八一六、八二五、八二六、八二六の一、八二七から八三一まで、字筆ヶ谷八三二から八三四まで、字滝坪八三五、八三六、字曲り坂八三九から八四二まで、字石原奥八四三、字大井津八四四の一、字野間ノ谷八四五の一、八四五の二、八四五の一四から八四五の二六まで、字大沢八四六の一（次の図に示す部分に限る。）、八四六の二から八四六の八まで、字祖父ヶ以後八四七の一（次の図に示す部分に限る。）、八四七の二から八四七の五まで、字椎谷頭八四八の一、八四八の二から八四八の六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八の七から八四八の一三まで、八四八の一六、八四八の一七、字本谷打越し八四九の一、八四九の二、字本谷頭八五〇の一から八五〇の三まで、字中ノ谷頭八五一の一、八五一の二、字金山八五三の一から八五三の七まで、大字唐川字登り尾七の五、七の六、七の八、九の一、九の三、九の四、一〇、字尾田四二の一、四二の二、四三の二、四四、四四の一、一七〇、一七一、一七一の一、一七二、字上岡垣山一六七、字宮ノ下モ一七四、一七四の一、一七五、一七五の一から一七五の五まで、字宮ノ下モ山一七七、一七八・一七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字石橋ノ上山一八六の三、一八六の四、一八七、一八八、字向山一九〇、一九一、一九二の一から一九二の四まで、一九三、一九四の一から一九四の四まで、字榎畑山一九六、一九七、字滝ノ口西平一九八、一九九の一から一九九の三まで、字榎畑ヶ後田平二〇〇、字滝ノ谷二〇〇の一、字赤子ヶ平二〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇一の二から二〇一の四まで、二〇一の五（次の図に示す部分に限る。）、二〇一の六、二〇一の七、二〇一の九、字唐川谷二〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇四の二、二〇四の一〇、二〇四の一一、二〇四の二八から二〇四の三二まで、字大清水二〇四の二七、字大沢山二〇五・字鑓子ヶ弦二〇六・字菖浦谷二〇七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町生山字鐘旭山一九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九の二から一九の五まで、二〇、字神倉山二六三の一、字大田原ノ上三六六の二、新屋字木並谷八七、八八の一、字内方奥八九から九一まで、九三から九八まで、字下モ東願寺二〇〇、二〇二から二〇四まで、折渡字上ミ清水屋林一三七、字山神谷尻二〇四、字中粟谷山三九五の一三、三九五の一四、字垰田林四八〇、印賀字下モ鉾山二〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、